

食品産業をめぐる情勢

令和6年1月
大臣官房新事業・食品産業部

目次

- (1) 基本法…p.3
- (2) 食品産業の持続的な発展…p.13
- (3) 適正な価格形成…p.37

(1) 基本法

食料・農業・農村基本法見直し検討



- 全ての農政の根幹である**食料・農業・農村基本法**について、世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要があるため、**制定後約20年間**で初めて、**総合的な検証**を行い、**見直し**に向けた検討を開始。
- 食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設置し、食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関することを調査審議した結果として、**9月に答申を取りまとめ**。

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催実績

R4	9月29日	食料・農業・農村政策審議会に諮問、食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会の設置	
	10月18日	第1回 有識者ヒアリング（食料の輸入リスク）	寺川 彰 株式会社日本経済新聞社 編集委員 平田 明彦 株式会社日本経済新聞社 編集委員
	11月2日	第2回 有識者ヒアリング（国内市場の将来展望と輸出の役割）	吉田 直樹 株式会社日本経済新聞社 編集委員 松元 和博 株式会社日本経済新聞社 編集委員
	11月11日	第3回 有識者ヒアリング（国際的な食料安全保障に関する考え方）	酒原 昭子 福山市立大学都市経営学部 教授 米山 廣明 一般社団法人全国農業協同組合中央会 代表理事
	11月25日	第4回 有識者ヒアリング（人口減少下における担手の確保）	江川 章 中央大学経済学部 准教授 丸田 洋 株式会社日本経済新聞社 編集委員
	12月9日	第5回 有識者ヒアリング（需要に応じた生産）	関根 久子 農林水産省政策評価部 課長 富士 聡子 オイガスラ株式会社 代表取締役 農産物流通部長
	12月23日	第6回 有識者ヒアリング（食料安定供給のための生産性向上・技術開発）	地主 建志 株式会社日本経済新聞社 編集委員 成嶋 幸吾 株式会社日本経済新聞社 編集委員
R5	1月13日	第7回 有識者ヒアリング（持続可能な農業の確立）	三好 智子 国際農業政策研究センター 所長 信達 等 不二食品株式会社 代表取締役 社長
	1月27日	第8回 有識者ヒアリング（農村の振興）	山中 大介 ヤマダ株式会社 代表取締役 社長 渡辺 雅彦 株式会社日本経済新聞社 編集委員
	2月10日	第9回 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（編集、食品安全・食品表示、知の価値）	
	2月24日	第10回 今後の展開方向（基本理念）	
	3月14日	第11回 今後の展開方向（食料）	
	3月27日	第12回 今後の展開方向（農業）	
	4月14日	第13回 今後の展開方向（農村・環境）	
	4月28日	第14回 今後の展開方向（基本計画等）	
	5月19日	第15回 中間取りまとめ（案）	
	5月29日	第16回 中間取りまとめ	
	6月～	国民からの意見・要望の募集（1,179件）、地方意見交換会（117回）	
	9月11日	第17回 最終取りまとめ 食料・農業・農村政策審議会から答申	

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿

（※名簿は五十音順）

（委員）

磯崎 功典	キリンホールディングス株式会社 代表取締役社長
井上 能孝	株式会社ファーマン 代表取締役
大橋 弘	東京大学 副学長
上岡 美保	東京農業大学国際食料情報学部国際食農科学科 教授
齋藤 一志	公益社団法人日本農業法人協会 副会長
高槻 亮輔	株式会社インスパイア 代表取締役社長
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
中家 徹	一般社団法人全国農業協同組合中央会 会長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 常務理事
堀切 功章	キッコーマン株式会社 代表取締役会長CEO
三輪 泰史	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター エクスパート
柚木 茂夫	一般社団法人全国農業会議所 専務理事
吉高 まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ） 東京大学教養学部 客員教授

（臨時委員）

合瀬 宏毅	一般社団法人アグリフューチャージャパン 代表理事理事長（元NHK解説委員）
清原 昭子	福山市立大学都市経営学部 教授
香坂 玲	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
茂原 莊一	群馬県甘楽町長 全国町村会政調委員（経済農林部）委員長
寺川 彰	丸紅株式会社 代表取締役 副社長執行役員 生活産業グループ CEO
真砂 靖	TH 総合法律事務所 特別顧問 株式会社読売新聞グループ本社 監査役
山浦 昌浩	全国農業青年クラブ連絡協議会 会長

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会取りまとめ（令和5年9月11日）概要

現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
 - ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
 - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
 - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：
「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
 - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
 - ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
 - ・ 輸入国としての影響力の低下：
純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
 - ・ 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得者層の増加)
 - ・ 価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識)
- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
 - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
 - ・ 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
 - ・ 国内の食市場の縮小
 - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))
- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
 - ・ 基幹的農業従事者：
・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
 - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
 - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上
- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
 - ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
 - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
 - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
 - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
 - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
 - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
 - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
 - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
 - ・ 自然減による農村人口の急減
 - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

(1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

① 食料の安定供給のための総合的な取組

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

② 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を手に入れない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

③ 海外市場も視野に入れた産業への転換

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

④ 適正な価格形成に向けた仕組みの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

食料供給以外の、正の多面的機能の適切な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

(3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。

(4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会取りまとめ（令和5年9月11日）概要

2 食料に関する基本的施策

- 食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築

▶ 食品アクセス

幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等

▶ 適正な価格形成

適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等

▶ 食品産業の持続的な発展

・原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、
・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等

▶ バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓

バイパノロジーやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等

▶ 食料消費施策・食品安全

リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等

▶ 輸出施策

輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等

▶ 輸入施策

安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等

▶ 備蓄施策

民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄

▶ 世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進

3 農業に関する基本的施策

- 今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け：

・離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、
農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給

▶ 個人経営の経営発展の支援

第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等

▶ 農業法人の経営基盤の強化等

法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等

▶ 多様な農業人材の位置付け

地域の話し合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う

▶ 農地の確保及び適正・有効利用

農地の集積・集約化 等

▶ 需要に応じた生産

小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等

▶ 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化

施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等

▶ 人材の育成・確保

雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等

▶ スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上

スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等

▶ 農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進

▶ 知的財産の保護・活用の推進

GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等

▶ 経営安定対策の充実

収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等

▶ 災害や気候変動への対応強化

技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等

▶ 生産資材の国産化の推進等

堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等

▶ 動植物防疫対策の強化

水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等

4 農村に関する基本的施策

- 農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持

▶ 末端の農業インフラの保全管理

共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等

▶ 農村におけるビジネスの創出

農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等

▶ 都市と農村の交流、農的関係人口の増加

二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RM0の育成 等

▶ 多様な人材の活用による農村の機能の確保

・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、
・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、
・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等

▶ 中山間地域における農業の継続

・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、
・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化 等

▶ 鳥獣被害の防止

人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

5 環境に関する基本的施策

- 環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する

- みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める

▶ 持続可能な農業の主流化

・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等

▶ 食料供給以外での持続可能性

農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等

▶ 持続可能な食品産業

環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等

▶ 消費者の環境や持続可能性への理解醸成

生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- ▶ 平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。

- ▶ 現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。

- ▶ 食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定。

7 不測時の食料安全保障

- ▶ 不測時に関係省庁が連携して対応できるように、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する。
- ▶ 不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性について検討する。



○食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築

食品アクセス(国民一人一人の食料安全保障、食品流通問題)

関係省庁・自治体等と連携し、国民全ての物理的・経済的・社会的側面での円滑な食品アクセスを確保するための施策を推進する。具体的には、産地から消費地までの幹線物流の効率化や、地域ごとに、様々な食品アクセスに関する課題や実態を把握し、その課題解決に向けて関係者や行政が連携する体制の構築を行う。また、消費地における地域内物流、特に中山間地域等におけるラストワンマイル物流の強化等、食品流通上の課題への対応を強化していくほか、移動販売等の地域に応じた買い物支援の取組を支援する。

さらに、国民の健康な食生活を確保する立場から食品関連事業者やフードバンク等の役割を明確にするとともに、フードバンクやこども食堂等の活動を支援する。

適正な価格形成のための施策

持続可能な食料供給を実現するためには、生産だけでなく、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性が確保される必要があり、また、これが実現することは消費者の利益にもかなうものである。こうした持続可能な食料供給を実現する上では、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要であり、その実現に向けて、課題の分析を行いつつ、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討する。

また、適正価格について、消費者や事業者も含めた関係者の理解醸成に向けた施策も必要である。

食品産業の持続的な発展

食品産業の原材料調達先の多角化や国産原材料の利用促進、生産性の向上、輸出拡大、海外進出、事業継承の円滑化を推進し、その体質強化・事業継続を図ることによって、消費者に食品や豊かな食文化を提供するとともに、原材料調達や製造工程等において持続性に配慮した食品産業への移行を一層推進していく。

バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓

国内市場の縮小や生産資材の高騰等、農業所得の確保への懸念が生ずる一方、健康維持・増進に寄与する食品等の機能性や、環境配慮等の持続可能性が新たな価値として認識され、そういった価値観の多様化は今後も進むと見込まれることを踏まえ、食品産業や観光業等の食に関わる多様な業態との連携やDXの推進など、新たな価値や市場の創造に向けた取組を推進する。

また、持続可能な食料供給の実現に資するバイオテクノロジーやデジタル技術等が発展していることを踏まえ、このような新しい技術の活用や新しいビジネスモデルの育成を促進し、新たな需要を開拓していく。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の全体像（令和5年12月27日）抜粋

- 食料・農業・農村基本法については、令和6年通常国会への改正案提出を目指す。
- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を策定し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

食料 安全保障の 強化	平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け	・食料安全保障強化政策大綱の改訂（令和5年12月） ✓ 麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用 ✓ スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全 ✓ 適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進 等 ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し（令和7年に次期基本計画策定） ✓ 食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み（PDCAを回す仕組み）への転換 ✓ 堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定 ✓ 米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討 ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設（令和6年通常国会提出を視野） ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し（令和6年通常国会提出を視野） ✓ 農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化（農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化等） ✓ 農地所有適格法人の経営基盤の強化（食品事業者等と連携する場合の資金調達の円滑化等） ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備（令和6年通常国会提出を視野） ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進（令和5年度に協議会を設置し、検討を継続） ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設（関係省庁と連携）（令和6年通常国会提出を視野） 等
スマート 農業	本格的な人口減少に対応した施策の強化	・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設（令和6年通常国会提出を視野） ✓ スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化 ✓ スマート技術に適した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換 ✓ 税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業者等に対する後押し ・農業インフラの適切な安全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し（令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野） 等
農林水産物・食品の 輸出促進	国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け	・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援（令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地（仮称）」を50程度選定） ・品目回体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進（令和6年度中に10カ国・地域16都市（現在8カ国・地域13都市）への輸出支援プラットフォームの設置を目標） ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等） 等
農林水産業の グリーン化	環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け	・クロスコンプライアンスの導入（補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化）（令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施） ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し（令和7年度に見直し、令和9年度を目標に、より法に基づいた仕組みに移行） 等

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 （6）国民理解の醸成 国民理解の醸成に向けて、 ① 食・農林水産業への理解の増進を図るための学校教育等における農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化 ② 棚田地域や農業遺産地域の魅力発信、我が国・地域の農林水産物の利用を促進する国産国消・地産地消の推進、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進 ③ 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進 ④ 多様化する国民のニーズに応える生産者・事業者の様々な取組を表示・可視化することによる消費者や食品産業等への情報発信の強化 等の施策を講ずる。 （7）事業者・消費者の役割 事業者の役割について、食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料の供給が持続的に図られるよう努力する旨を位置付ける。 消費者の役割について、食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料システムの各段階における環境負荷低減の取組について理解を深め、持続的な食料供給の実現に向けて協力する旨を位置付ける。	（6）国民理解の醸成 現行の基本法において、国の責務として国民理解の醸成を図るよう努めることとされている中で、農林漁業体験や学校給食での食育の充実・強化、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進など、展開方向に記載されている具体的な施策を推進する。 （7）事業者・消費者の役割 食料システムの持続可能性を確保していくためには、生産段階と加工・流通などの事業者との連携を進めるとともに、消費者も含め、それぞれの当事者が、より主体的に、持続的な食料供給に寄与していくことが必要である。事業者・消費者の役割についても、こうした視点を踏まえながら、展開方向に沿って基本法への位置付けを行っていく。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 (4) 適正な価格形成 食料システム全体を持続可能なものとしていくため、食料システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、 ① 適正取引を推進するための仕組みについて、統計調査の結果等を活用し、食料システムの関係者の合意の下でコスト指標を作成し、これをベースに各段階で価格に転嫁されるようにするなど、取引の実態・課題等を踏まえて構築する。 ② 適正な価格転嫁について、生産から消費までの関係者の理解醸成を図る。 なお、資材価格急騰時など価格転嫁が困難な場合には、農業者の経営の安定に向けて、配合飼料価格安定制度などで対応していく。特に、肥料については、価格急騰時においては、価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応していく。	(4) 適正な価格形成 持続可能な食料供給を実現するためには、生産はもちろん、流通、加工、小売等の食料システムの各段階の持続性が確保されることが不可欠である。海外の例を見ても、コストが上昇すれば、価格転嫁が行われることが基本であり、我が国においても長期にわたるデフレ基調を払拭し、関係者の意識・行動の変容を促す取組を進めなければならない。 農林水産省において、食料システムの各段階の関係者が参画した「適正な価格形成に関する協議会」を設置し、適正取引に向けた議論を開始した。今後、適正取引を推進するための仕組みづくりに向けて、関係者が協調して議論し、各段階のコストの実態を明らかにする等により、①新たな仕組みを設ける必要性の理解醸成、②実態に合ったコスト指標の検討、③コスト指標を活用した価格形成方法の具体化等を進めることが重要である。 まずは、「飲用牛乳」「豆腐・納豆」について、流通経路が簡素でコストの把握も比較的容易であり、生産等の持続性を確保すべき品目として、仕組みづくりの具体化を目指す。 併せて、その他の品目についても、産地・品目ごとのコストデータの把握・収集、価格交渉・契約上の課題等の検討を進める。 さらに、価格形成に関する理解が消費者を始めとするより多くの関係者に一層広がるよう、主な品目の生産、流通、小売等の段階別の価格形成の実態についての効果的な情報発信を行う。 また、肥料については、価格急騰時の対応として、平時より通関における肥料原料価格等を調査し、同価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した肥料価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえて影響緩和対策の実施を検討することを食料安全保障強化政策大綱に位置付ける。【再掲】

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 (5) 円滑な食品アクセスの確保 円滑な食品アクセスの確保を図るため、 ① 産地から消費地までの幹線物流について、関係省庁と連携し、 ア) 「2024年問題」を始め、トラックドライバーの人手不足の深刻化を見据え、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されることのないよう、パレット化、検品作業の省力化、トラック予約システムの導入等を促進するとともに、 イ) 鉄道や船舶等へのモーダルシフトを促進する。 さらに、この取組など物流生産性向上も後押しするものとして、関係省庁と連携し、法制化も視野に、 ア) 物流の生産性向上に向けた商慣行の見直し イ) 物流標準化・効率化の推進 ウ) 荷主企業等の行動変容を促す仕組みの導入等を進める。	(5) 円滑な食品アクセスの確保 ① 「2024年問題」は、トラックドライバーの労働環境の改善だけでなく、農産物等の物流確保、産地等の負担抑制等、食料安全保障の観点からも重要な課題である。 政府は、本年6月に次期通常国会での法制化を含む「物流革新に向けた政策パッケージ」、10月に「物流革新緊急パッケージ」を打ち出しているが、来年4月の輸送力不足への対応について産地等への影響等を明らかにして懸念を払拭する必要がある。 このため、 ア) 九州、北海道等の産地からの幹線輸送を大ロット化し、複数ドライバーによる中継輸送にも資する、中継共同物流拠点の整備 イ) 荷積み・荷卸しの効率化や荷待ち時間の短縮に資する、標準仕様パレット、トラック予約システム等の導入 ウ) トラック輸送への依存度を軽減する、鉄道・船舶等へのモーダルシフト といった具体的な取組を支援し、物流事業者や産地等の荷主事業者が本年内に作成する、分野・業界別の「自主行動計画」の実行を政府一体となって後押しする。 さらに、国土交通省等の関係省庁とも連携し、法制化も視野に、更なる対策を検討する。 なお、2024年問題については、現場での取組の実態等を踏まえ、今後とも継続して対応を検討する。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
② 消費地内での地域内物流、特に中山間地域等でのラストワンマイル物流について、関係省庁と連携し、地方自治体、スーパー、宅配事業者等と協力して、食品アクセスを確保するための仕組みを検討する。 ③ 福祉政策、孤独・孤立対策等を所管する関係省庁と連携し、物流体制の構築、寄附を促進する仕組みなど、生産者・食品事業者からフードバンク、子ども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討する。	② 地方自治体など、各地域が主体的に進める取組であることを前提とした上で、農林水産省においても関係省庁と協力して食品アクセスの質的充実・面的拡大を図り、買い物困難者・経済的に困窮している者への対応に取り組むことが重要である。 このため、本年度内に関係省庁による支援策パッケージを取りまとめた上で、地方自治体、社会福祉協議会、J A、食品事業者、N P O等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援し、移動販売車等の買い物困難者対策や、フードバンク、子ども食堂、子ども宅食等への食品提供等の経済的に困窮している者への対策を推進する。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（案）（令和5年12月27日）抜粋



食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 (8) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展 現行の基本法では、食品産業の食品供給に果たす役割に着目し、環境負荷低減等への配慮や、事業基盤の強化、農業との連携の推進等、産業の健全な発展のために必要な施策を講ずる旨が規定されているが、食品産業が食料システムの重要な構成員であることを明らかにした上で、その持続的な発展を図るため、 ① 産地・食品産業が連携して加工特性・機能性の合う国産原材料を安定的に供給・調達できるよう、産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組み ② G H Gの排出抑制等の環境負荷低減、人権に配慮した原材料調達、フードテックなど新技術の活用等、食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進する仕組み を構築し、国内資源の活用に積極的に取り組む企業に対して後押しを行う。 特に、食品ロスの削減に向けては、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直しとともに、食品廃棄量の情報に加えて新たにフードバンクへの寄附量の開示を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。	(8) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展 消費面では、加工食品・外食が伸長する一方、生鮮品は横ばいのままであり、今後は、生産だけに着目した取組に留まらず、食品産業が主要な構成員である食料システムとしての取組が一層重要となる。 また、その取り巻く環境を見ると、 ・ 環境、人権、健康、栄養等の取組が高まっている海外市場が伸長してマーケットとしての可能性を拡げる一方、 ・ 国際情勢に左右される原材料の安定調達、人口減少等に対処するための生産性の向上、物財費上昇等に対処するための資源の有効利用、コストを踏まえた生産等の継続等が課題となっている。 こうした変化を踏まえ、以下の役割を果たすよう、後押しする仕組みづくりを行う。 ① 国民に対する食料の安定供給 ・ 原材料の国産利用、農業と食品産業の連携強化、消費での利便性の増大等 ② 食料の安定供給の持続性確保 ・ 地域の事業者同士の協業、生産等での生産性の向上、フードテック等の新技術の活用 ・ 外需の獲得（輸出促進、海外展開、インバウンド） ・ 海外展開等を可能とする産業構造の強化 等 ③ 多様な価値への国民理解の促進 ・ 環境負荷の低減、人権への配慮、健康・栄養への貢献 ・ 食品ロスの削減 等 さらに、来年6月に適用期限を迎える「特定農産加工業経営改善臨時措置法」（平成元年法律第65号）については、小麦・大豆といった調達コストが高止まりしている輸入原材料の国産利用の促進等の支援を追加した上で延長することを検討する。